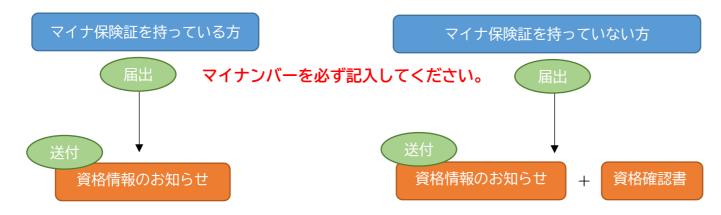
## 令和6年12月2日以降に加入手続きをされる方



「資格情報のお知らせ」は取得届・被扶養者異動届によりマイナンバーの届出がされ、データ登録完了後に送付いたします。

「資格確認書」の交付方法は、加入時の際に申請いただくことにより交付する<u>【申請交付】</u>と、健保組合が月次でマイナ保険証の 登録者を確認し、資格確認書が必要な方に交付する【職権交付】があります。

## なお、資格確認書を申請いただくことができるのは以下の場合のみです。

- ○マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者。
- ○マイナンバーカードを保有しているが健康保険証の利用登録を行っていない者、利用登録解除申請した者、利用登録解除者。
- ○マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者。

<u>(注)マイナ保険証を有しているが資格確認書を持っておきたいという申請はできません。</u>

## 受診方法

マイナ保険証

医療機関受付のカードリーダーにマイナ保険証をかざし、顔認証または暗証番号を入力してください。

資格確認書

従来の保険証と同じように医療機関受付にご提出ください。 なお、資格確認書には有効期限が設定されています。